

医政発 0418 第 5 号
令和 5 年 4 月 18 日

(別 記) 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

視能訓練士学校養成所指定規則第 2 条第 1 項第 10 号に規定する
適当な実習指導者について (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別 記)

公益社団法人 日本医師会会長

公益社団法人 日本視能訓練士協会会長

全国視能訓練士学校協会会長

公益社団法人 日本眼科学会会長

文部科学省 高等教育局長

5 文科高第 67 号
医政発 0418 第 4 号
令和 5 年 4 月 18 日

各都道府県知事 殿
各私立大学長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

視能訓練士学校養成所指定規則第 2 条第 1 項第 10 号に規定する
適当な実習指導者について

視能訓練士の臨地実習については、「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 3 年 12 月 2 日)において、視能訓練士を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨地実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨地実習施設によって様々であることから、視能訓練士の質の向上のため、臨地実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨地実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、視能訓練士学校養成所指定規則(昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「視能訓練士養成所指導ガイドラインについて」(令和 5 年 4 月 18 日医政発 0418 第 2 号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。

これらを踏まえ、指定規則の第 2 条第 1 項第 10 号に規定する「適当な実習指導者」を下記のように定め令和 6 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。

記

適当な実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として 5 年以上の実務経験及び業績を有する者であって、十分な指導能力を有する者とする。

なお、各臨地実習施設における実習指導者のうち、1名は視能訓練士であつて、厚生労働省の定める基準を満たす「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましい。

以上